



## 鳥インフルエンザ対策の徹底を

鳥インフルエンザは、A型インフルエンザウイルスが引き起こす鳥の病気です。

感染経路は、海外からの渡り鳥が持ち込んだウイルスを、野鳥やネズミなどの野生動物や、人・車両・モノを介して鶏舎に持ち込まれると考えられています。発生を防ぐためには、野鳥・野生動物の侵入防止対策や農業従事者の衛生対策、車両消毒等が重要です。

### I 発生状況

昨シーズンの国内の農場における高病原性鳥インフルエンザの発生は、10月28日に1例目が確認されて以降、本県での4事例を含む26道県84事例が確認されました。約1,771万羽が殺処分され、過去最大の発生となりました。また野鳥、飼養鳥においても、それぞれ28道県242事例、6都県10事例の感染が報告されています。海外では、2021/2022年シーズンから継続して発生が報告されており、ヨーロッパ、アジア、北米、南米で感染が拡大しています。

今シーズンにおいても、ウイル

スが国内に侵入する可能性は非常に高く、昨シーズンは、9月に神奈川県野鳥から鳥インフルエンザウイルスが検出されたことから、早期からの厳重な警戒が必要です。

### II 家きん飼育農場での発生防止対策

渡り鳥の本格的な飛来が始まる前に、発生防止対策を徹底するため、家きんを飼っている方は次の7項目の点検をお願いします。

- ① 衛生管理区域内に立ち入る者の手指消毒
- ② 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- ③ 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒
- ④ 家きん舎に立ち入る者の手指消毒
- ⑤ 家きん舎ごとに専用の靴の設置並びに使用
- ⑥ 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- ⑦ ねずみ及び害虫の駆除

### III 異状の早期発見・早期通報

家きんの健康状態をよく観察し、死亡率の増加など異状が確認された場合には、直ちに熊谷家畜保健衛生所（電話048・521・1274）までご連絡をお願いします。